

凡例
浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界
[Blue Arrow] 対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第103号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域は、公定時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
(2) 指定年月日 令和元年5月31日
(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項
(4) 条例指定河川 加古川水系小前谷川、北谷川、野尾谷川、門瀬川、細谷川、アサシガヤ谷川、北谷谷川、和田谷川、出合川、藤川川、長谷川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、若井川、奥谷川、中谷川、大瀬川、松谷川、山田川、前谷川、大島川、善坊川、賀茂川、南村川、手前川分水嶺、千蔵川、善光寺川、大谷川、佐谷川、茶田川、若井川、三草川、直野川、吉馬川、牧野川、高倉川、湯谷川、出合川、下川、鶴川、神山川、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥荒田川、山野野谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、仕出原川(指定県民局:北播磨県民局)
(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美養川、志染川、淡河川、万壽寺川、方願寺川、下里川、千島川
(6) 指定河川 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市
(7) その他の計算条件等

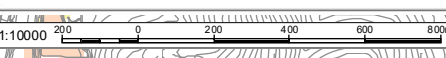
① この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で浸水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・越水・破壊した場合の浸水状況は表示していません。

② この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区域においては浸水させたときの氾濫計算結果に基づき作成したものです。

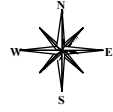
③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して固めています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として固めています。

加古川水系 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 25 / 33



西脇市



加古川水系 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) 26 / 33



凡例
浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界
⇄ 対象となる河川

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、当該区域の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されている区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年5月31日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 加古川水系小苗谷川、北谷川、野尾谷川、門柳川、瀬谷川、アツラギイ子谷川、比呂谷川、和田川、山合川、龜川川、長谷川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大畑川、桜谷川、山田川、前谷川、大島川、善坊川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千歳川、普光寺川、大谷川、佐谷川、茶田川、若井川、三谷川、鹿野川、吉原川、牧野川、高倉川、油谷川、出水川、下川、鶴川、神山川、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥風田川、山野部谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、仕出原川(指定原民局:北播磨民局)

(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美濃川、志染川、淡河川、万願寺川、下川、千島川

(6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市

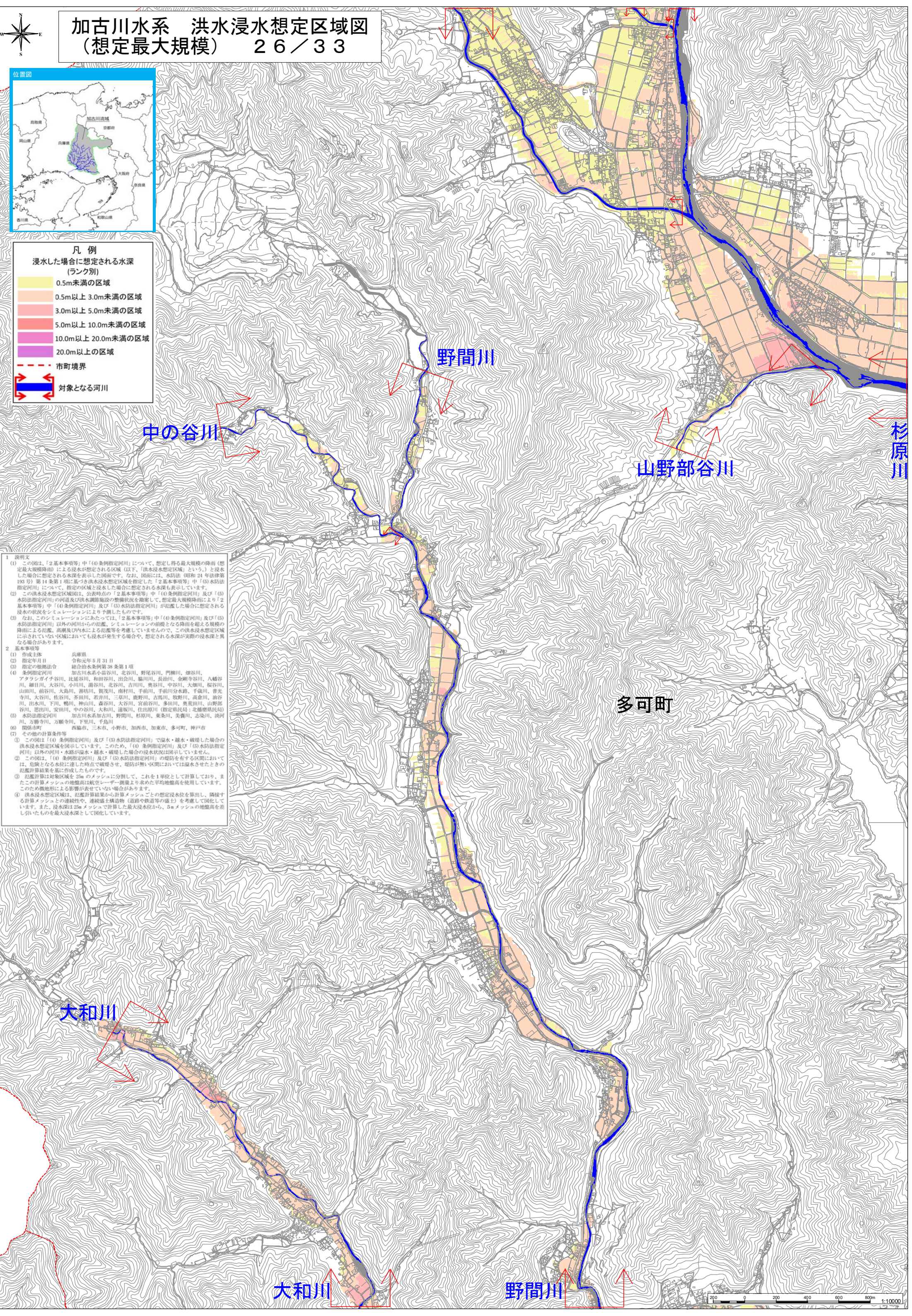
(7) その他の計算条件等

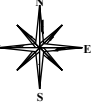
① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で浸水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる河段に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。





1 説明文

(1) この図は、「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨 (想定最大規模降雨) による浸水が想定される区域 (以下、「洪水浸水想定区域」という。) と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) 第 14 条第 1 項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2 基本事項等」中「(5) 水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を踏まえて、想定最大規模降雨により「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況とシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2 基本事項等」中「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 指定主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年 5 月 31 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第 38 条第 1 項

(4) 条例指定河川 加古川水系小苗谷川、北谷川、野尾谷川、門柳川、畑谷川、アタラシガイチ谷川、比延谷川、和田谷川、出会川、藤川、長治川、金剛寺谷川、八幡谷川、藤目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大畑川、桜谷川、山田川、前谷川、大島川、湯谷川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、手前川、菅光寺川、大谷川、佐谷川、若井川、三原川、三原川、三原川、若野川、高谷川、高谷川、湯谷川、出会川、下川、鶴川、神山川、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥野田川、山野谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、住出原川 (指定河川局: 北播磨県民局)

(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美濃川、志染川、淡河川、万願寺川、万願寺川、下里川、千島川

(6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市

(7) その他の計算条件等

① この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で浸水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・越水・破壊した場合の浸水状況は表示していません。

② この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の氾濫を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を 25m のメッシュに分割して、これを 1 単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地盤による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水深を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物 (道路や鉄道等の盛土) を考慮して円滑しています。また、浸水深は 25m メッシュで計算した最大浸水深から、5m メッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

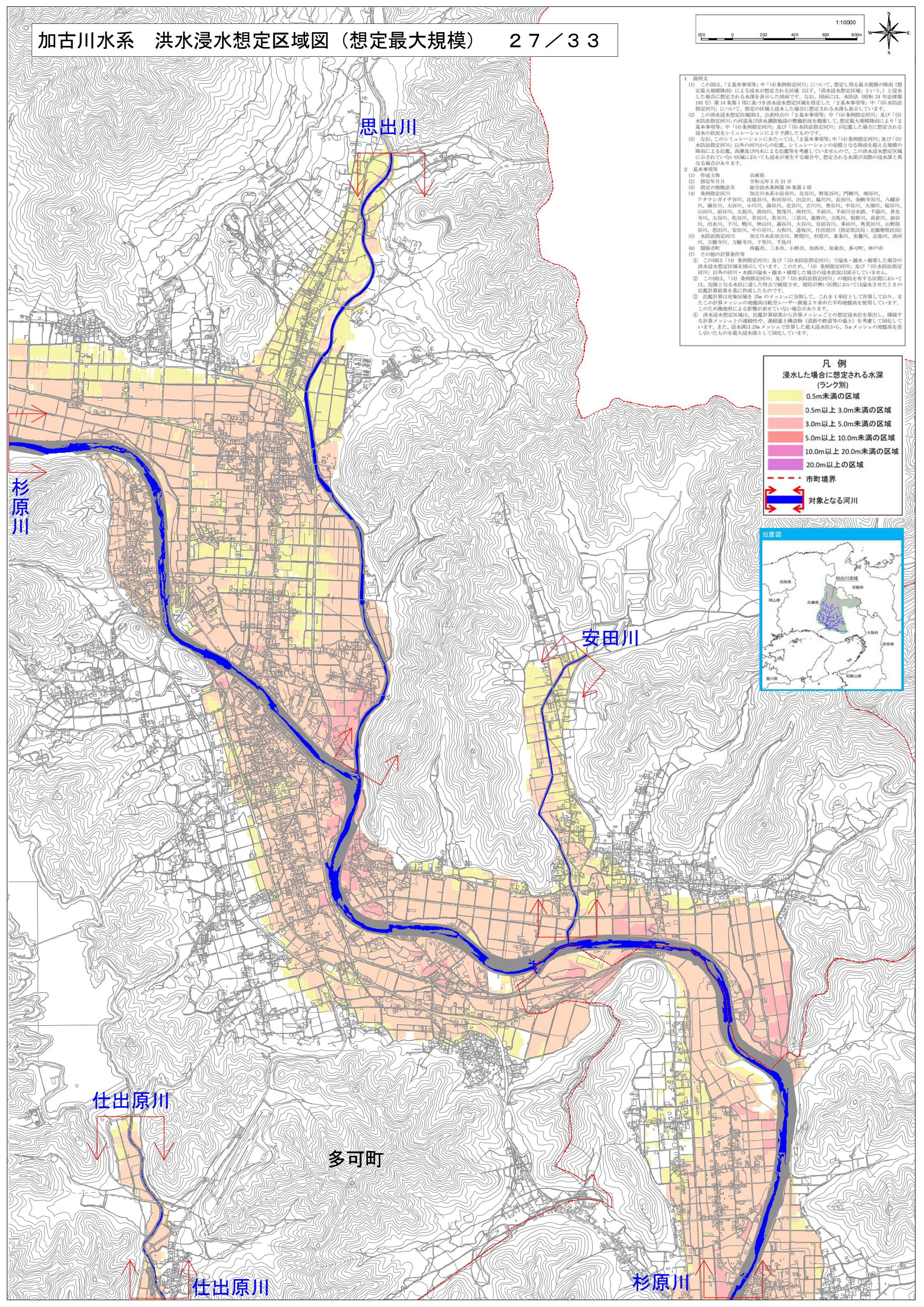
凡例

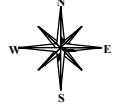
浸水した場合に想定される水深 (ランク別)

0.5m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
10.0m以上 20.0m未満の区域
20.0m以上の区域

--- 市町境界

→ 対象となる河川





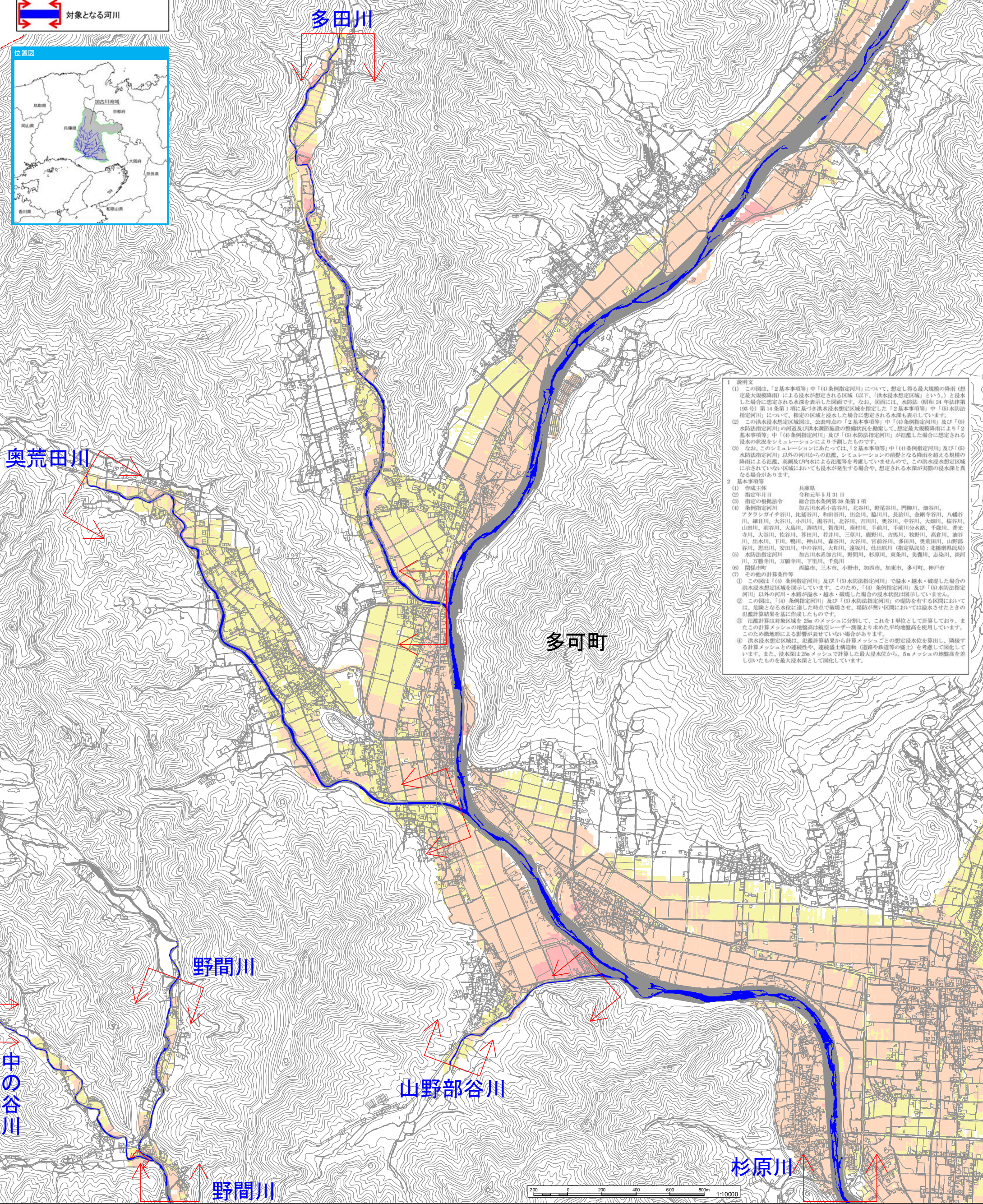
杉原川

凡例
 浸水した場合に想定される水深
 (ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 3.0m以上 5.0m未満の区域
- 5.0m以上 10.0m未満の区域
- 10.0m以上 20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域

--- 市町境界

⇄ 対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和34年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) ① このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定の日付 令和元年5月31日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 加古川水系小苗谷川、北谷川、野尾谷川、門柳川、畑谷川、アタラシガイチ谷川、比延谷川、和田谷川、田谷川、脇川、長谷川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川川、奥谷川、中谷川、大畑川、板谷川、山田川、前谷川、大島川、源坊川、賀茂川、南村川、手前川、手前川分水路、千歳川、普光寺川、大谷川、佐谷川、芥田川、若井川、三原川、鹿野川、吉馬川、牧野川、高倉川、高倉川、田代川、平川、鶴川、神山川、森谷川、大谷川、菅前谷川、多田川、奥荒田川、山野部谷川、想田川、安田川、中谷川、大畑川、湯谷川、柱田川(指定河川は北播磨振興局)

(5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美養川、志染川、淡河川、万壽寺川、万壽寺川、下里川、千島川

(6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市

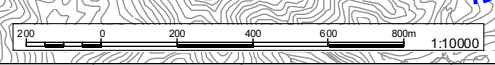
(7) その他の計算条件等

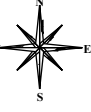
① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で浸水・漏水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・漏水・破壊した場合の浸水は対応していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図面化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図面化しています。





- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を調査して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 兵庫県
 - (2) 指定年月日 令和元年5月31日
 - (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項
 - (4) 条例指定河川 加古川水系小苗谷川、北谷川、野尾谷川、門柳川、細谷川、アタラシガイチ谷川、比延谷川、和田谷川、出会川、藤川、長谷川、金剛寺谷川、八幡谷川、細目川、大谷川、小川川、湯谷川、北谷川、吉川、奥谷川、中谷川、大畑川、椋谷川、山田川、前谷川、大島川、養父川、養父川、手前川、手前川分水嶺、千歳川、善光寺川、大谷川、佐谷川、茶畑川、若井川、三草川、鹿野川、吉馬川、牧野川、高倉川、油谷川、出水川、下川、鴨川、神山川、森谷川、大谷川、宮前谷川、多田川、奥瀬田川、山野部谷川、思出川、安田川、中の谷川、大和川、遠坂川、仕出原川(指定県民局:北播磨県民局)
 - (5) 水防法指定河川 加古川水系加古川、野間川、杉原川、東条川、美養川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、千島川
 - (6) 関係市町 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神戸市
 - (7) その他の計算条件等
 - この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で浸水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。
 - この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果に基づき作成したものです。
 - 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。
 - 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水深を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 3.0m以上 5.0m未満の区域
- 5.0m以上 10.0m未満の区域
- 10.0m以上 20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域

市町境界

対象となる河川



多可町

杉原川

宮前谷川

杉原川

加古川水系 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模) 29 / 33

